

南牧村公共サービス改革審議会の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 南牧村における公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第47条に規定される合議制の機関として、南牧村公共サービス改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、公共サービスの改革に関して優れた見識を有する者のうちから村長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第16条第5項に規定される事項
- (2) 法第18条第5項に規定される事項
- (3) 法第17条において準用される法第12条に規定される事項
- (4) 法第19条において準用される法第12条に規定される事項

(権限)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する村又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第6条 前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年3月21日から施行する。

南牧村公共サービス改革審議会の設置に関する条例施行規則

(会長及び会長代理)

第1条 南牧村公共サービス改革審議会(以下「審議会」という。)に会長及び会長代理を置き、委員の互選により選出する。

(会長の職務)

第2条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

(会長代理の職務)

第3条 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(会議の成立)

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第6条 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は公開する。ただし、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の第17条及び第19条において準用する第12条の規定により、入札書類の評価を行う場合のほか、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(関係人への聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 審議会の委員又は委員であったものは、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(事務局)

第11条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年3月21日から施行する。